

著作権を正しく理解して SNSを活用しましょう

Q

講演会やセミナーの様子を投稿したい

写真に人の顔が写っていると肖像権侵害に、講義スライドが写っていたり、写真が無断で使用していると、著作権侵害になる恐れがあります。

人の顔が写っている場合には、その人から許諾を得るようにしましょう。許諾を得ることが難しい場合には、モザイクなどで顔がわからないようにする方法もあります。

講義スライドや写真は著作物であるため、著作権者である講師や撮影者の許諾を得ることで、安心して投稿することができます。



Q

メディアに掲載されたことを紹介したい

自社商品・サービスが掲載された雑誌、書籍の表紙だけを投稿したり、掲載記事だけを投稿したりすると、著作権侵害になる恐れがあります。

SNSで紹介する際には、掲載されたことを伝える文章などを書き、あくまでも補足として表紙や記事の写真を掲載するようにしましょう。その際に引用元を明記することも大切です。



Q

お客様から頂いたメッセージを紹介したい

メッセージを書いた人の許諾を得ずにSNSに公開してしまうと、著作権侵害になる恐れがあります。

メッセージを紹介する際には、書いた人から直接許諾を得る、又は、メッセージがSNSに公開される可能性がある旨を、事前に伝えておくことによって、著作権の侵害を防ぐことができます。



お問い合わせ先

kakeruIP弁理士法人

所在地：佐賀県佐賀市呉服元町2-15COTOCO215

電話番号：080-9800-8903（担当：下井）

メール：shimoi-kosuke@kakeruip.jp



安全なフリー素材集・セミナー動画

お気軽にご連絡ください！

